

# 千葉県報

号外  
令和4年12月27日

号外第68号

## 条 例

## 例

主 要 目 次  
千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の一部を改正する条例  
一

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年十二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県条例第四十五号

#### 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の一部を改正する条例

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和三年千葉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の責務及び県民、事業者等の役割」を「、県民、事業者等の責務等」に改める。

第二条に次の一号を加える。

八 違反者 飲酒運転を行い、道路交通法第一百七十七条の二第一号又は第一百七十七条の二の二第三号に規定する状態（以下「違反」という。）にあった者として検挙されたものをいう。

第十八条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（委任）

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第二十五条 第十四条第六項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第十七条を第二十二条とする。

第十六条第二項中「連絡協議会は、」の下に「飲酒運転根絶計画の策定並びに」を加え、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（飲酒運転根絶計画）

第二十一条 前条第二項の飲酒運転根絶計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及、啓発、意識の高揚等に関する事項

二 飲酒運転の根絶を図るための体制に関する事項

三 その他飲酒運転の根絶に関し必要な事項

2 知事は、前項の飲酒運転根絶計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表するものとする。

第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条の次に次の四条を加える。

（事業者に対する措置）

第十三条 知事は、事業者に対し、その従業員が違反者となった場合（その違反が通勤

（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）の途上の運転に係るものである場合に限る。）には、その違反の内容を通知することができる。

2 事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、第六条第一項及び第二項に規定する措置を講じなければならない。

（飲食店営業者に対する措置）

第十四条 知事は、飲食店営業者が違反者に対しその違反に係る酒類を提供していたことが判明した場合においては、規則で定めるところにより、当該飲食店営業者に対しその旨を通知するものとする。

2 飲食店営業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、第七条第一項及び第二項に規定する措置を講じなければならない。

3 知事は、第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者が、第七条第一項及び第二項に規定する措置を講じていない場合（当該措置が講じられていることが確認できない場合を含む。）として規則で定める場合に該当すると認めるときは、当該飲食店営業者に対し、規則で定めるところにより、客の飲酒運転を防止するために必要な指示をすることができる。

4 知事は、前項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その対象となる飲食店営業者に意見を述べ機会を与えなければならない。

6 知事は、第三項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、規則で定めるところにより、当該飲食店営業者に対し、期間を定めて、その指示に係る書面の掲示を命ずることができる。

（立入調査等）

（立入調査等）

令和4年12月27日（火曜日）

千葉県報

**第十五条**

知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者に対し、客の飲酒運転を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、当該飲食店営業者が営む飲食店その他必要な場所に立ち入り、客の飲酒運転を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2

前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3

第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(知事及び公安委員会の相互協力)

**第十六条**

公安委員会は、知事が前三条の規定に基づく事務を遂行する上で必要となる違反者に関する情報の提供その他の協力を行うものとし、知事は、当該事務の遂行の状況に関する情報を公安委員会に提供するものとする。

2

前項の規定による公安委員会の協力について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

**附 則**

この条例は、令和五年六月二十八日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

市

場

町

一

番

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八